

1. 議事日程第1号

(平成21年第2回大口町議会臨時会)

平成21年2月9日

午後1時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第2号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第6号)から、議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	教育長	長屋 孝成
政策調整室長 兼 総務部長	森 進	政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋
総務部参事 兼 情報課長	小島 幹久	健康福祉部長 兼 保険年金課長	水野 正利

健康福祉部 参事兼 総務部生活課長	村田貞俊	環境建設部長	近藤則義
環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本勝広	環境建設部 参事	松浦文雄
会計管理者	前田守文	教育部長	三輪恒久
行政課長	前田正徳	企画財政課長	掛布賢治
福祉課長 兼こども課長	馬場輝彦	建設課長	鷓飼嗣孝
都市開発課長	野田透		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局 次長	佐藤幹広
--------	-----	-------------	------

開会及び開議の宣告

議長（吉田正輝君） ただいまから平成21年第2回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午後 1時30分）

会議録署名議員の指名

議長（吉田正輝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 柘植満君、4番 岡孝夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（吉田正輝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（吉田正輝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の12月分について、並びに平成20年度第2回定例（定期）監査及び行政監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第2号から議案第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉田正輝君） 日程第4、議案第2号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第6号）から、議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第 2 号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第 6 号）であります。歳入歳出それぞれ 1,448万3,000円を増額し、総額85億875万9,000円とするものであります。

次に、議案第 3 号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）であります。歳入歳出それぞれ199万9,000円を減額し、総額18億5,709万6,000円とするものであります。

次に、議案第 4 号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出それぞれ161万6,000円を増額し、総額 9 億2,293万5,000円とするものであります。

次に、議案第 5 号 江南丹羽環境管理組合規約の変更についてであります。ごみ焼却処理施設基幹整備補修事業に要する経費の負担割合を定めるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田正輝君） 議案第 2 号から議案第 4 号までについて、総務部長、説明願います。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、こんにちは。

議長さんの指名をいただきましたので、議案第 2 号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第 6 号）から議案第 4 号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）まで、順次その内容の説明をさせていただきます。

まず、議案第 2 号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。その内容の説明をさせていただきますので 4 ページをお開きください。

第 2 表 債務負担行為についてであります。今臨時議会に提案しております議案第 5 号と関連しておりますが、江南丹羽環境管理組合のごみ焼却処理施設基幹整備補修事業が平成21年度から23年度までの 3 ヶ年をかけ総額 5 億725万円で施行されることにより、その事業費の一部、一般財源分について、均等割、人口割及び投入実績割で 1 市 2 町の負担割合を定め負担するもので、大口町は17.054%の負担割合で、金額にして8,650万6,000円となります。期間を平成21年度から平成23年度まで、限度額を8,650万6,000円とするものであります。

次に、事項別明細書 8 ページ、9 ページをお開きください。

歳入、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目1.民生費国庫補助金、補正額として103万2,000円の増額であります。その内容は、さきに国において成立した第 2 次補正予算の子育て応援特別手当の事務取扱交付金であります。積算根拠は、支給対象者380人に 1 人当たり1,400円を乗じ、その額に50万円を加えたものであります。

目5.総務費国庫補助金、補正額として1,324万円の計上であります。その内容は、子育て応援特別手当と同様、国の第2次補正予算で成立しました定額給付金の給付事務費補助金であります。積算根拠は、大口町へ給付される定額給付金3億3,700万円の約4%であります。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として21万1,000円の増額であります。その内容は、平成20年度一般会計補正予算(第4号)で議決をいただきました県道小口岩倉線道水路改築関連公共補償費の追加であります。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出、職員給与費の補正につきましては、1月1日付で実施をしました人事異動に伴う人件費の増減であります。

款1.項1.目1.議会費では補正額8,000円の減額、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費では25万9,000円の減額、目6.財政管理費では138万7,000円の減額であります。

目9.電子計算管理費、補正額として15万7,000円の減額であります。その内容は、電子計算機管理事業で平成20年度契約分の電子計算機器の賃借料の執行残292万3,000円の減額と、工事費として電算室の空調工事276万6,000円の計上であります。

12ページ、13ページをお願いします。

目11.定額給付金給付事業費、補正額として1,324万円の計上で、全額国庫補助金であります。その内容は、定額給付金の給付に伴う事務費でありまして、大口町における給付総額は3億3,700万円強です。電子計算システム、窓口開設、申請受け付け等、事前準備及び受け付け事務に伴う時間外勤務手当273万円、申請受け付け・給付事務に伴う臨時職員4名分の賃金161万円、外国人対応の通訳謝礼、普通旅費、需用費として、封筒・チラシの印刷製本費と消耗品で78万7,000円、申請書・給付決定通知等の郵便料、仮設電話の設置及び金融機関への振り込み手数料など役務費で763万8,000円、翻訳等の委託料として20万円、複写機の借り上げ料として15万円の計上であります。

項2.徴税費、目1.税務総務費、職員給与費の補正で2万7,000円の増額。

14ページ、15ページをお願いします。

項3.目1.戸籍住民基本台帳費では11万8,000円の減額、項6.目1.監査委員費では9,000円の増額。

16ページ、17ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として181万7,000円の減額であります。職員給与費で18万2,000円の増、国民健康保険特別会計繰出事業で199万9,000円の減。この内容も議案第3号になりますが、職員給与費の減額に伴う繰出金の減であります。

目6.地域振興費では5万8,000円の増、職員給与費であります。

項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費では198万1,000円の職員給与費の減。

18ページ、19ページをお願いします。

目4.保育園費では118万2,000円の減となります。

目5.子育て応援特別手当費、補正額として103万2,000円の計上であります。これも全額国庫補助金であります。平成21年2月1日を基準日とする平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの第2子以降の子に、1人当たり3万6,000円支給されるもので、それに要する事務費、事前準備・受け付け事務に伴う職員の時間外勤務手当44万6,000円、臨時職員1名分の賃金、普通旅費、封筒・チラシ等の印刷製本費と消耗品として7万2,000円、申請書・決定通知等の郵便料及び金融機関への振り込み手数料の役務費で39万5,000円の計上であります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、職員給与費の補正で202万3,000円の増。

20ページ、21ページをお願いします。

目3.保健センター費では1万1,000円の減。

目4.環境衛生費、補正額として14万7,000円の減額であります。その内容は、愛北広域事務組合火葬事業運営費の減であります。

項2.清掃費、目2.循環型社会形成費、補正額として120万円の増額であります。その内容は、剪定枝再生委託料の追加であります。

目3.し尿処理費、補正額として196万9,000円の減額であります。その内容は、愛北広域事務組合し尿処理場運営費の減であります。

22ページ、23ページをお願いします。

款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費では、補正額として職員給与費で5,000円の増。

項2.道路橋りょう費、目2.道路新設改良費、補正額として21万2,000円の増額であります。その内容は、公共補償として豊田区への物件補償費であります。

項4.都市計画費、目8.公共下水道費、補正額として161万6,000円の増。その内容は議案第4号に関連しますが、公共下水道事業特別会計の職員給与費の増額による繰出金の追加であります。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費では、職員給与費で180万9,000円の減。

24ページ、25ページをお願いします。

項5.保健体育費、目1.保健体育総務費では45万9,000円の減。

項6.学校給食費、目1.給食センター総務費では203万7,000円の増。

26ページ、27ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費として432万8,000円の増額であります。

28ページから30ページまでは一般職に係る職員給与費明細書、31ページ、32ページは債務負担行為に関する調書をそれぞれ添付しましたので参照いただきたいと思います。

以上で、議案第2号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第3号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書8ページ、9ページをお開きください。

歳出、款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として職員給与費で199万9,000円の減であります。1月1日付の人事異動に伴う人件費であります。

6ページ、7ページへお戻りください。

歳入、款8.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額として199万9,000円の減額であります。

なお、10ページから12ページには一般職に係る職員給与費明細書を添付いたしましたので、参照いただきたいと思います。

以上で、議案第3号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第4号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書8ページ、9ページをお開きください。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として職員給与費で161万6,000円の増額、1月1日付の人事異動によるものであります。

6ページ、7ページへお戻りください。

歳入、款4.繰入金、項1.目1.一般会計繰入金、補正額として161万6,000円の増額であります。

10ページから12ページには一般職に係る給与費明細書を添付しましたので、参照いただきたいと思います。

以上で、議案第4号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて議案第5号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（近藤則義君） 改めて、皆さんこんにちは。

議長さんのお許しをいただきましたので、議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

次ページをお開きください。

江南丹羽環境管理組合規約の一部を改正する規約。江南丹羽環境管理組合規約（昭和42年2

月27日愛知県知事許可)の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。7項、ごみ焼却処理施設基幹整備補修事業に要する経費の負担割合は、第12条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。江南市59.806%、丹羽郡扶桑町23.140%、丹羽郡大口町17.054%。

なお、負担割合の計算方法につきましては、均等割100分の10及び平成20年12月末現在の人口割100分の45、並びに平成20年1月から12月分までの投入実績割100分の45によりまして市町の負担割合を算出したものであります。

附則、この規約は平成21年4月1日から施行する。

なお、新旧対照表が裏面にありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

会議の途中ですが、議案精読のため、2時10分まで休憩といたします。

(午後 1時50分)

議長(吉田正輝君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時10分)

議長(吉田正輝君) これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第2号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第6号)の質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 2号議案の、まずは12ページ、13ページをお願いいたします。

定額給付金の給付事業につきましては、国の方は自治体任せというようにお聞きしておりますが、本町はどのように計画しておられるか、まずお伺いします。

それから、それに伴う臨時職員の賃金、並びに19ページにもございます子育て応援特別手当事業の賃金、関連しますので一緒にお伺いします。

当初予算のときには、臨時職員の場合、社会保険料とか労働保険料が計上されておりますが、

今回私が見た範囲ではどこに計上してあるかちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思います。

それから次に、14ページ、15ページの戸籍住民基本台帳費の地域手当、それから16、17ページの社会福祉総務費の地域手当、18、19ページの保育園費の地域手当についてお伺いします。

最初に、14、15ページの戸籍住民基本台帳費の地域手当の追加でございますが、12月補正時点では195万3,000円、地域手当が当初予算とあわせて計上されております。今回の給料の追加、管理職手当の減等により積算いたしますと194万2,000円になると思います。そういたしましたら地域手当は1万1,000円の減ではないかと思いますが、ここでは5,000円の追加ということになっておりますが、この辺の御説明をお願いいたします。

次に16、17ページの社会福祉総務費、これは地域手当が計上されておられません。12月の補正を含みまして地域手当は12月時点で281万4,000円で、今回の給料の減、管理職手当の追加、扶養手当の追加等により積算をいたしますと283万円、よって1万6,000円不足するのではないかと。要するに地域手当に追加しないと賄えないんじゃないかというふうに思いますが、この辺の御説明をお願いいたします。

さらに、18、19ページの保育園費の地域手当につきましては、12月補正時点では1,178万9,000円で、今回の一般職の減、管理職手当の減により積算をいたしますと1,171万円になります。これは、この予算書によりまして地域手当の減が7万4,000円になっておりますが、7万9,000円ではないかと思いますが、一度説明をお願いいたします。

それから20、21ページの清掃費、循環型社会形成費の120万円でございますが、当初予算では388万6,000円計上されております。残り少ないこの年度の中で補正が120万というのはちょっと多いような気がいたしますが、どのようなお考えで120万を積算されたか、お伺いします。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 12ページ、13ページ、定額給付金事業につきまして、計画はどのようにされているかということでお尋ねいただきました。

非常にまだ国の方からの情報が少ない中で、先週の2月5日に尾張北部広域行政圏を構成する5市2町で調整の会議を1回設けましたけれども、その中では近隣等の足並みをそろえるということが十分できなかったわけでございますけど、今のところ大口町の考え方としましては、まずスケジュール的なことで申し上げますと、申請書の送付を3月16日あたりに行いたいというふうに考えておまして、受け付けの方を1週間後の3月23日あたりを考えております。それで、町の職員の体制としましては、今のところ正職員が2人ないし3人、それから臨時職員が4人ぐらいの体制で臨みたいというふうに考えております。まだまだ細かいところはこれか

ら調整をして詰めていかなければなりませんので、今のところこんなことを考えております。

それから、臨時職員の雇用保険料のことにつきましては、短期の雇用の場合は必要がないのかなあというふうに考えておりますけれども、今現在勤務していただいております職員をこちらの業務に当たっていただくというふうに切りかえる場合もございますけれども、予算計上の段階では短期雇用で考えましたので計上がしてございません。以上でございます。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 定額給付金のことで今企画財政課長の方からお答えを申し上げたんですけれども、まず、いろいろと市町村の判断でというようなことでテレビ等と言われております所得の制限については、本町は考えてはおりません。すべての方に支給をしていくという考え方、なおかつ給付金の給付につきましては口座振替でお願いをしていくということで考えております。以上です。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 地域手当の件で御質問を受けました。

まず、15ページの戸籍住民基本台帳費であります。ここでは職員が昇格し、給料が増額しております。給料の増額に伴いまして地域手当を増額するものであります。

それから、17ページの社会福祉総務費の地域手当であります。社会福祉総務費では職員が異動しておりますが、地域手当には影響ございません。

次に、19ページの保育園費ですが、保育園費では育児休暇の職員の給料の減額がございます。その減額に伴いまして地域手当を減額するものですので、よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 丹羽議員さんより、20、21ページの循環型社会形成費について御質問を受けました。

この件については、当初で388万6,000円を予算計上させていただいて、当初そのように計画量を予測して進めておったものでございます。剪定枝のリサイクルに対し予想以上に多くの利用者が搬入をしてみえることによって今回委託料の増額をするもので、利用者数は19年4月から20年1月が1,246名で、20年の4月から21年1月が2,652人ということで、1,406人の方がふえております。それに搬入量も同じように増加率が1.92倍ということで、予想を上回る量の利用客があったということで、平均にしますと1ヵ月当たり約60万円かかっている状況でありましたので、今回2月・3月分として120万円を補正させていただくものです。よろしく願いします。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） まず定額給付金についてでございますが、やっぱり調整がつかなかったということでございますけど、5市2町という関連した団体があるとしたならば、やはりその辺のところは同一歩調で、歩調を合わせていただいて、町民から不平不満が出ないように、ひとつよろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。

それから次に地域手当でございますが、地域手当の積算は給料プラス管理職手当、それから扶養手当だと思うんですが、今の御説明によりますと、給料が異動したところだけの説明であったように思いますが、管理職手当も扶養手当も地域手当にははね返っていくと思うんですが、今の答弁からいきますと、給料だけならそういうことになるかと思えますけど、管理職手当、扶養手当が地域手当に影響するとしたならば私の数字が出てくるんです。ほかのところにつきましても、すべてそのような計算になっておりますので、ちょっと今の説明では理解できないところであります。

それから循環型社会形成事業、剪定枝の再生委託料でございますが、月60万ということでございましたけど、2ヵ月分で120万は理解できますが、ならば当初予算の388万6,000円、10ヵ月で大体月40万ということになるわけですが、そういたしますと、今回の補正の120万の月60万というのはちょっと数字が合わんんじゃないかなあと思うんですが、その辺のところ、再度御説明をお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 行政課長。

行政課長（前田正徳君） 2回目の御質問をいただきました。

議員さんが言われるとおり、地域手当の計算は管理職手当も扶養手当も含まれます。そのとおりでございます。その上で私ども計算によって出した数字ですので、これで間違いはないと思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） 企画財政課長。

企画財政課長（掛布賢治君） 定額給付金の支給につきまして、近隣の市町と歩調を合わせてということで御質問いただきましたけれども、既に一部のところにつきましては細かなスケジュールを決めてしましまして、今後その日程でもって進めていきたいということで、先日5日のときにほかの市町とスケジュールを調整できないと言われたところがございましたけれども、できる限り受け付け日、あるいは支給の開始とか日にちにつきましては、完全に一致はできないかもしれませんが、できるだけ近い日で近隣市町がいけるようにしていきたいと思えます。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 今の、補正額が120万円では当初予算に対する計算の数字が合わないということであります。

平均数値で報告しておりまして、その前に計算上ではマイナス部分が出てきております。そ

の金額については、財政手続を踏ませていただいて、節内間で流用させていただいております。よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番 (丹羽 勉君) 地域手当でございますが、一つは戸籍住民基本台帳費をちょっと見てください。今、間違いはないとおっしゃいますけど、追加要素としては給料の3万2,000円、減の要素として管理職手当が16万5,000円、それぞれに9%を掛けたらどっちが多いかどっちが少ないかというのがわかると思うんです。これでいきますと、地域手当の追加が5,000円あるんですね。だから、3万2,000円の9%ですから5,000円くらいですか。マイナス要素である管理職手当が16万5,000円あるんですよ。これを見ただけでも明らかだと思うんですが、先ほど申し上げました戸籍住民基本台帳費と社会福祉総務費、さらには保育園費にそういう現象があるんです。ですから、絶対間違いはないというんだったら、その間違いがないということで私を納得させていただきたいと思うんです。今ここで具体的に申し上げましたように、プラス要素よりもマイナス要素が多いんです。ですから、私は地域手当はマイナスになるんじゃないかと思うんです。これで3回目ですので、納得できる説明をお願いしたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 暫時休憩いたします。

(午後 2時27分)

議長 (吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時37分)

議長 (吉田正輝君) 行政課長。

行政課長 (前田正徳君) 地域手当の件で答弁させていただきます。

まず戸籍住民基本台帳費、15ページでございますが、ここでは議員が計算された数字と合わないということではありますが、ここの戸籍住民基本台帳費は、課長が総務部の課長でありがてら健康福祉部の参事ということで、管理職手当を全部減額しまして、そしてその管理職手当を社会福祉総務費の方へ持って行ってあります。そのため、ここを単純に計算しましても地域手当の額は合わないということになってきます。同じように、社会福祉総務費においても地域手当がこちらでは掲載されません。そういったことで、この表だけではあらわれない数字といたしますか、そういったところですので、御理解をいただきたいと思ひます。

なお、間違っていないとは思いますが、私どもでも精査させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 提案説明のときに、職員給与費につきましては1月1日付の人事異動に伴う人件費の増減でございますということで前もってお断りをしたわけですが、今もお話をしましたように、それぞれ個別の目の中の人件費につきましては、昇格、あるいはそれまでの職員の育休等も含んで、今回一部職員給与費の精査がしてございます。ですから、主には1月1日付の人事異動に伴います給料、あるいは手当、そして共済費の増減でございますが、今もお話をしましたように、一部1月以前に精査ができていなかった人件費について、あわせて精査をさせていただいたものもでございます。

それで、今お話をさせていただきました項3.目1.の戸籍住民基本台帳費の職員給与費の内容につきましては、従来の課長が参事職を兼務することになりまして、その参事職の兼務によりまして管理職手当を所管の民生費の方に3ヵ月分移動させまして所定の補正を行ったというものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 歳出の20ページ、今、丹羽議員からも質問がありましたが、項2.清掃費、目2.循環型社会形成費、有機資源（剪定枝）再生委託料追加、補正額120万円は、いつの時点での補正でしょうか。

また、当初予算は388万6,000円で、120万円の補正がなされ合計で508万6,000円となりますが、20年度決算ではどの程度になると予測してみえるのか、お尋ねをします。

また、昨年12月議会の一般質問では、私は剪定枝集積場の利用で一部不正利用があるのではないかと指摘をさせていただきました。その後、この件について調査し、何か対策を検討されたのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） ただいまの循環型社会の有機資源の補正でございます。

当初予算は388万6,000円で計上させていただいて、9月末から10月に入ったところで当初予算が減を生じたので、その間については、先ほど説明させていただきましたとおり、財政上の手続をとらせていただいて節内流用をさせていただいております。1ヵ月の平均をとらせていただいて、今残っている残額を計算して、月60万が必要だということで2ヵ月分を計上させていただきました。

それと、さきの議会のときに不正利用の関連で一般質問が出ていたと私も読ませていただきました。

この件については、再生委託料の使用の利用者数と搬出量を見ましたところ、利用者数も倍増しており、搬出量の方も倍増しております。特段に多くの方が急に不正利用して入れてみえるとは考えがたいと考えます。それと利用者については、日曜日の関係は特に申請書等をチェックさせていただいて、申請書を見た限りでは不正をしてみえるところはないかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 今、補正120万は、2ヵ月分を見たということでありますが、もう9月末、10月に入った時点で予算をオーバーしているということで、2ヵ月分見られたというのは12月までの分を見られたということであって、まだ1月から3月があるわけですが、だから年度末にどれぐらいになるかということをお聞きしましたが、この点、回答をいただいております。

また剪定枝集積場の利用は、大口町の住民で自分の家庭から排出される剪定枝を搬入した場合に限られるというふうには私は理解をしておりましたが、前回の私の一般質問に対する回答では、ダンプでの搬入については、大型車両を所持していなければ業者に剪定から搬入まであわせて依頼する場合も考えられ、一概に不当とは言えないとの回答をされましたが、これは業者の搬入も認めるとも認められ、紛らわしい回答ではないかと思えます。業者による搬入も認められるのか認められないのか、明快にわかりやすく回答していただきたいと思えます。以上です。

議長(吉田正輝君) 環境経済課長。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 剪定枝の件で土田議員から御質問いただいております業者の件でございますが、12月議会でもお答えさせていただいております。いわゆる剪定枝を運んでほしいという依頼があつて運んでいただいております分については確認しております。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事(松浦文雄君) 12月末時点で予算が使われた合計の金額というのは623万8,100円となっております。そこから推計しまして、その中で支払いの分は節内流用をさせていただいて支払いが終わっております。あと残りの分の2月・3月の2ヵ月分で120万円を補正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 20年度全体でこの再生委託料というのが合計でどれぐらいかかるのかということをお聞きいたしております。その回答ではないと思えます。流用分を引かなくて、実

質どれだけかかるのかということをお聞きしたいと思います。

また、不正利用はないようなお話ですが、私がいろいろ聞き取り調査をしたところによると、やはり大口町外、あるいは一般の剪定業者、植木業者等も相当持ち込まれているということを確認いたしております。それで、受け付けの用紙を見ても、紛らわしいところには赤丸を打って調査するとはっきりと私は聞いております。そのような調査をきちっとしていただきたい。利用が多くなればいいというものではなくて、利用されない方もあるわけですから、そういう方のためにも、税金で処理しているわけですので、このところは適正に利用が行われるように対処をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 再生委託料の全部の合計の予想は、約740万円程度となると見通しをしております。

それと、今の不正利用してみえる方についてでありますけど、今後においても不正利用をされないような形で強化をしていく所存であります。よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 定額給付金の申し込み等は説明を受けましたけれども、もう一つ、18ページ、19ページに子育て応援特別手当事業の予算が計上してございます。これも金額的にはかなりの金額が配付をされると聞いておりますけれども、この仕組みと準備状況等について御説明いただきます。

議長（吉田正輝君） 福祉課長。

福祉課長兼こども課長（馬場輝彦君） 補正予算の18、19ページの子育て応援特別手当について、準備状況、概要等の説明をということで御質問をいただきました。

新聞等でも御承知のとおりかとは思いますが、わかりやすく言いますと18歳に達するまでですので、高校3年生までのお子さんを含んで2子・3子の方が保育園の年長・年中・年少に見える場合の保育園の該当者1人について3万6,000円お支払いをするというのがこの応援手当であります。基準日は2月1日で、これは定額給付金と同じであります。現在、今回の補正予算に上げさせていただいておりますのは、その事務費について103万2,000円、項目については定額給付金と似ておりますけれども、時間外とか臨時職の人たちの賃金等ということでもあります。これも5市2町の足並みがそろえたらということで会議等を持って今やっているところですが、何分これにつきましても、国の方がまだ全部がわかっているわけではないということもありますので、今申し上げた2人目以降について、1人3万6,000円という基

準があるということで今進めております。

なお、周知方法、それから申請をいつ配るかということにつきましても、確定日ではありませんけれども、申請の配付をするのは3月16日、実際に受け付けをするのは3月23日以降になるかという予定をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) この対象者数は一体どの程度なんですか。

議長(吉田正輝君) 福祉課長。

福祉課長兼こども課長(馬場輝彦君) 現在把握しておりますのは360人という把握をしております。予算書上は380人ということで積算をさせていただいております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 私も聞きたいのは、定額給付金の受け付けと、それから今の子育て応援特別手当の受け付けは別々にやられるんですか。というのは、これ両方ダブルわけでしょう。だから、私はこれは一緒に行えばいいんじゃないかなあというふうに思うんですけれども、今の御答弁を聞いておると、片一方は企画財政課長さんがお答えになり、もう片一方はこども課長さんがお答えになりということなんですかけれども、それこそ縦割り過ぎる分担の仕方じゃないかなあというふうに思うんです。例えばコンピューターで住民基本台帳を調べるにしても同じことですよ、調べることについては。だから、これはどこかがきちんと調べてもらった中でやれば、もうちょっと経費の節約も私はできるんじゃないかなあというふうに思うんです。

それからもう一つは、3月23日から受け付けをやるという、まだ予定ですからどうなるかわかりませんが、4月1日になると組織の機構改革が正式にスタートするわけですね。そうすると、一体どういうところがこれを所管事務として行うのかということもわかりませんが、今の答弁を聞いておると、受け付けの場所が片一方は健康文化センターへ行ってくれ、片一方は役場の方へ来てくれという二重の受け付けの仕方にこれはなるのではないかなあということ、今の答弁のやりとりを聞いておると危惧するんですけれども、そこら辺はいかようにされるつもりなんですか。その点について、まずお答えください。

議長(吉田正輝君) 企画財政課長。

企画財政課長(掛布賢治君) 定額給付金と子育て応援特別手当の受け付けの点についての御質問をいただきました。

まず、一緒に受け付けができないかということでございますけれども、対象となる方が子育て

ての方は特定ができるということで、案内なんかは保育園等を通じて直接お配りができるとか、そういったことで考えております。定額給付金につきましては一斉に郵送で申請書を送るといような考えでございますので、少し状況が違うのかなというところも考えました。また、受け付けを絶対しないというわけではございませんけれども、調整をしながら、例えば役場の方で定額給付金の中で子育ての申請に見えた方があれば、連絡をし合いながら受け付けができるんではないかというふうに考えております。

それから、3月23日以後の機構改革についての話でございますけど、まだだれが担当するんだということが具体的に決まっている状況ではございませんので、とりあえず私の方が国・県等の文書関係の受け付けをしている関係上、取りまとめをやっておりまして、今後の担当につきまして、全庁的に県から協力を得ながらローテーションを組んで担当をしていけたらというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 非常に時期的にも町の執行部の機構の方も今変わりつつあるところだもんですから、例えば保険年金課に行ったら課長さんが兼務されてみえるだとか、いろんなケースが実はあって、どこも今大変な職場の状況になっているのではないかなあということを危惧するんです。新年度を迎え、いろいろ新年度の予算関係もどんどんやっていかなくちゃいけない中で新しいこういったものが降ってわいてくると、一体だれがやるのかということも決まらないままに予算計上もしていかなくちゃいけないという状況が生まれてくること自体が非常に今の状況では心配だということを申し上げておきたいと思います。

それから歳入の方ですけれども、子育て応援特別手当、定額給付金それぞれの事務費の交付金並びに補助金というのは、例えば子育て応援特別手当については「交付金」という名前になっていますよね。定額給付金の事務費については「補助金」という名前になっています。補助金というのはどういう補助金なのかという、性格が多分交付金と補助金とでは違うというふうに思います。そういう意味で補助金と交付金の違いは一体どういうところにあるのか、ぜひお教をいただきたいと思います。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 歳入における項目は、それぞれ子育て応援特別手当の交付金の国の要綱、さらには定額給付金の給付事務の補助金の交付要綱、それに基づく名称でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番（吉田 正君） そういうことを聞いているわけじゃなくて、交付金というのは、恐らく事務に係るものについての全額を交付するという意味合いがあると思うんですよね。恐らく補助金というのは補助するんですよ。だから、100%なのかどうなのかということはまた別物なんじゃないですか。私はそういう認識を持っておるわけなんです。だから、総務部長がこれは100%その分を国が見ているんですということを言われたんですけども、しかし交付金と補助金というのはやっぱり性格が違うと思うんですよね。そういう意味で私はこれを聞いておるわけなんです。だから、その点はどうなんですか。例えば事務取扱交付金というものをいただくわけですけども、いただいた金額の中で、もし事務が行えない場合はさらに追加の交付金があるというふうに考えればいいわけですか。それから、定額給付金の事務補助金というのは一体何%の補助率なんですか、それも教えてください。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今国の方から来ておる通知を見る限り、子育て応援特別手当につきましても、定額給付金につきましても、ここに係る事務費につきましても、基本的に国が目安としてこれだけは出せますよという数字を示しております。しかし、それが必ず来る、またそれを超えたら超えた分はどうなる、少ないから上限額いっぱい要求するというものではないということが通知文の中に書かれておまして、特に定額給付金につきましても、交付申請をする前に必要な経費が目安を超える場合は、事前に個別に国と協議をしてくださいというような事務手続を経て、個別にどうも返事がいただけるという状況のようです。

それで、私どもの大口町における子育て応援特別手当の事務費、さらには定額給付金の事務費につきましても、それぞれ1月30日に県において各ブロックで説明会があり、意見交換会がありました。そのときに県の方から説明を受けました限度額の範囲内で予算計上をさせていただきましたので、定額給付金につきましても、子育て応援特別手当につきましても、項目は違いますが、それぞれ大口町が計上した額につきましても、今の段階では100%来るんじゃないかなと思っております。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第2号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第3号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） ないようですので、これをもって議案第3号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第4号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（吉田正輝君） これをもって議案第4号の質疑を終了します。

続いて、議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） この負担割合につきましては、均等割、人口割、投入割ということのようでございますが、過去の施設の補修事業に係る負担割合等に比較いたしますと、今回の負担割合は大口町にとっては極めて高い数字だと思うんですが、このごみ焼却処理施設が本町にあるということの配慮、この負担割合に対してそういう心遣いといいますか配慮はないんでしょうか。均等割が100分の10で人口割100分の45、投入割100分の45ということで決められたような数字であります。本町にこの施設があるということで本町に迷惑がかかっておる。特に河北地区については、そういう気持ちが多かろうと思っておりますが、そういう配慮があってもしかるべきじゃないかと思うんですが、その辺のところはどうだったのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 丹羽議員さんより、今回の基幹整備、このもとになるのは、江南丹羽環境管理組合規約の変更についての以前の工事に対する負担割合についての質問だったかと思えます。

事実関係を調べてみますと、平成12年1月19日議決の折に、ごみの投入割が江南市と扶桑町においては2倍というような結果になっております。当時のいきさつを多少ながら聞いてみますと、施設の関係やいろいろな協議をなされた結果、江南と扶桑町さんでごみの投入量を2倍にするという会議の検討結果によってこの量になっております。今回の基幹整備工事に関しましては、さきの排ガス高度処理工事とは違うもので、今回の工事は老朽化に対する工事ということで調整がなされ、今日に至っております。以上であります。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 老朽化であろうと何であろうと、施設が大口町にあることには変わりはないわけです。そういうことに対して配慮していただけるのがやはり地元としての責任であり、

また特に河北地区の方に対する配慮じゃないかなという気がいたします。工事内容によってどうこうじゃなくて、工事内容によって施設がどこかへ飛んでいくわけじゃありませんので、そういうことも踏まえてひとつ対応していただきたいと思います。

さらに、今申し上げたような負担割合は今度の新しい施設に対しても同じように踏襲されていくのでしょうか、その辺のところをお伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 2回目の質問でございますが、まず最初の件につきましては、大口町といたしましては、議員言われるように全くそうではないかというふうに私も感じておるところでございますし、そのようにお願いはしてまいったわけですが、平成30年の新施設稼働に向けてのタイムリミットもございますし、この21年から23年に計画しております基幹整備補修工事が遅延して影響してくることになってしまっは非常にまずいこともございますので、苦渋の選択ということにもなってこようかと思いますが、主張をさせていただく中でこういう結論になったということで御理解を賜りたいというふうに思います。

さらにもう一つでございますが、今度の人口割、均等割、それから投入実績割の割合については、現段階ではまだその段階には至っていないということでございます。均等割についてはできるだけ、今1割でございますが、下げていくように要望はしていきたいなと思っております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 私が聞きたいのは、これはどういう工事なのかということを知りたいんです。というのは、これまでですと排ガス高度処理施設等々、要するに焼却炉に付随した工事だったと思うんですね、煙突にしる。そういう工事があったと思うんですけれども、今度はわざわざ「基幹」という言葉が入っているわけなんです。この点が、今回の工事というのはごみ処理場の根幹をなすようなものの補修をする工事なんだなあということをこの言葉で認識をさせてもらったわけなんですけれども、聞くところによると、中の例えばベルトコンベヤーだとかそういうものも職員の皆さん方で実際には自分たちで直したりなんかしているそうですよね。だけど、もう限界だと職員の人のお話で伺っているところです。だから、そういう意味では基幹整備をしなければならない時期なんだろうということも、そこで働いてみえる人の話を聞くと私は思うわけなんですけれども、一体どういう整備をするのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事（松浦文雄君） 吉田議員さんの御質問にお答えします。

今回の老朽化施設の内容については、特に定期補修を毎年行っているものと、それプラス現有施設の公害基準項目遵守と、安全・安心の特に燃焼維持の目的の部分が大きなところでございます。燃焼状態、あの施設は流動床になっておりまして、その安定化と燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備、通風設備、またさらに作業環境に伴う整備として、今回21年から23年度に整備をさせていただくものです。大体のところは、一番重要なところの老朽化で交換の時期が参っているところですので、ガスの冷却室の更新とか排ガス冷却機の更新、ろ過機式集じん機の増設、環境用集じん機の新規設置、こんなようなところが大きな交換・修繕・補修箇所となっております。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 先ほど、同僚議員の丹羽さんの方からも御質問がございましたように、今進んでおりますところの2市2町のごみ焼却場といったようなこともあるんですけども、やはりそういった建物の周辺対策費というようなことで、私も地元でこんなことを言っちゃあ勝手なのかもしれませんけれども、やはり河北地区の皆様方は40年間という長い間、今までいろいろなこと、地域の皆様方も役員会をやったり、委員会をつくってダイオキシン等の検査に立ち会ったり、あるいは健康診断をやったりといったようなことで、いろいろ皆さん本当に頑張っていて、我慢してやってきていただいております。

そういったようなことで、今回の場合は1市2町というようなことで進んでおるんですけども、これが議会で討論されたときに多数決みたいなことがあったんじゃないかなといったことを考えますと、やはり委員が大口町の場合、江南市と比べると少ないもんだから、多数決というようなことで言われると、先ほど部長さんがおっしゃっていただいたんですけども、そこに設置されておる大口町としては、頭割りじゃなくて、やはりそうした設置条件について大口町としてもっと強く言うべきではなからうかなと。私、地元住民の代表といたしまして、これで地元民がもし尋ねてくれたならば納得をしてくれるかなあ、そんなようなことを思うんですね。

だから、頭割りなんだけれども、大口町は江南市、扶桑町と比べたら何%は迷惑料として見るべきではなからうかというようなことを議会の中で発言していただいたら、もっともって数値が変わるんじゃないかなと。先ほど言いましたように、今度は2市2町で大きなものができるといったことも、地元にとって何にもメリットがないなあというようなことになるならば、今後ますます延びていくんじゃないかなと。先ほど言いましたように、今度は2市2町で大きなものができる

こういったところでも、設置されればそこにはある程度の迷惑料というようなことが配慮されるということをこういったところで発表していただけたら、どこで決まるかわかりませんが、決まった人のためにももっともっと納得していただけるんじゃないかなあというふうに思います。数字だけで割って、はい以上ですというようなことは、特に地元対策費というようなことは本当に重要なことであると思いますので、現在のこの数値に対して少しでも今後のためにそういったところを御配慮願いますように心から願っております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 宮田議員さんからの御質問でございます。

私ども担当部課長会議、さらには理事会、それから代表者会議ということで、そういう手続を踏んできょうに至ったわけです。それぞれの会議の場で黙っておったというわけではない。情報は聞いてみえると思いますが、変な言い方かもしれませんが、考え方、主張は言うだけのことでは言わせていただいたんですけど、ちょっと至らなかったということについては、このような状況になったということをお願いしたいと思います。

さらに地元対策というような御発言でございましたが、周辺対策という考え方を持って、昨年9月の終わりのときにも地元の人と、お出かけさせていただいてお話をさせていただいたということで、またそういう考え方を持って今協議いたしております。どこに決まろうが、周辺対策については十分お地元にお理解いただいた中で進めていかなければならないということが一番大事なことでございますし、その辺は忘れておるわけではございませんし、本格的にその辺の協議にもまた入っていく時期に参るかなと思っておりますので、またいろいろと御支援賜りたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 江南丹羽の組合議員をさせていただいておりますが、責任の一端を感じるところでございますけれども、今回は、江南市さん、扶桑町さんが前回の高度処理をやった状況とは若干の違いがあるんだというような認識の違いによってこういう結果になったわけがありますけれども、江南丹羽に関することについて私が当面最も心配をしておりますが、江南丹羽の議会等で時々要請をしているところでありますけれども、現在は、新しい処理施設をつくる際には、いわゆる焼却灰や飛灰を近隣に埋め立てるといったような最終処分場を持たないと。つまり、最終処分場がもうないから、そういうものを残さない方法で溶融、あるいは炭化というような方法をとるよという国の指導のもとで新しい処理施設の建設がそれぞれ各地で目指されているわけでありまして、御承知のように、江南丹羽の現在の処理場内には膨大

な約1ヘクタールほどの最終処分場があって、地下にビニールを敷いて、そこに飛灰や焼却灰をセメントで固化して埋め立てているという状況があります。御承知のように、大口町では地下水を保全するために砂利採取等の規制をする条例を持っているわけでありませけれども、それ以上にもっと危険な状況をあの敷地内に擁しているわけです。先日は組合で中濃地域の処理施設も見させていただきましたけれども、新しい施設をつくった際に、従来の最終処分場に埋め立ててある焼却灰などを順次新しい処理施設内で処分して埋立分を減量していくということをやっておりました。

新しい処理施設がどこにできるかは別にして、現在の最終処分場に埋め立ててある危険なものを将来的には全量撤去していただくように私は求めているところでありませけれども、何分にも費用がかかる問題でありませ、それぞれ1市2町の代表者会議等で検討させていただくという答弁を繰り返しいたしているにすぎないところでありませ。非常にこのことについては、環境を維持していく上で大口町にとって、あるいは大口町周辺の地域だけにとどまらず大きな課題だというふうに思っているところでありませ。この問題については、それぞれ1市2町で協議をするという答弁をいただいているにすぎないわけでありませけれども、これらについてはそれぞれ1市2町の中できちんと協議をいただいているのか、どのような状況なのか、ちょっと御説明だけしておいていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 田中議員さんから、埋立処分場1ヘクタールでの御質問ということでした。

これはちょっと古いんですけど、19年度末でございます。もともとあそこは満杯で3万8,444トン埋め立てができるという状況の中で、ちなみに19年度の焼却残渣が3,550トンぐらい出たわけでございます。アセックということで名古屋港の方に、ほか三重県、それからもう1カ所、合計3カ所へ搬出させていただきませ、19年度につきませは、その出た残渣量を上回る140トンぐらい、埋立処分されておるものについて余分に搬出させていただいたという状況でございます、現在残っている量としませは約2万3,000トンをちょっと切る状況だということございませ、組合の21年度予算につきませは、今言いましたようにアセック等への搬出を含めて約4,000トン計画しておりますので、400トンぐらいが搬出できるんではないかなと。この残渣の量がふえればちょっと減ってくるわけございませが、この5年間そういう形で申し込みをさせていただいております。したがいまして、全体から見れば多くの量ではないんですけど、徐々に減ってくる状況ではなかるうかなというふうに思っております。

さらに、ちょっと今忘れたんですけど、アセックについては相当大きな施設だということですので、その後の搬入がどういいうふうになっていくか、ちょっと今私も存じ上げないでい

かんですが、できるだけ多く搬出をできればなあというふうに思っておるところでありますし、担当部課長会議でもほかの市町からもそういう意見が出ましたし、その辺については昨年暮に二、三回ほど当初予算絡みの中で協議させていただいたという状況でございます。最終処分場の今後の大きな方針というものはまだ出ていないかと思うんですけど、現有についての方向というのは、今そんなようなことで協議させていただいたという状況でございます。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2 番(田中一成君) 平成30年度には新処理施設を稼働するというので、残された時間は9年間です。現在地のところに更新をされるのか、あるいはほかの自治体のところに新処理施設が建設されるのかはまだ明確ではないわけでありましてけれども、しかし残された9年間のうちに、焼却灰の埋め立てたものについては1市2町の責任なりで、現在の状況ではなく、全量撤去するというのをきちんと考えてもらわんといかんと思うんです。1年間で400トンとか500トン減っていくだけでは未来永劫ほとんどなくならないと。このままの状況が放置されるということにも匹敵すると思うんです。

もともとは今の最終処分場はすぐにいっぱいになるというような見通しだったんですが、アセック等に強く要請するなどして、これを減らしていくべきだということを私が組合に行って主張するようになって、積極的にそのような方向がとられるようになってきた経緯はあるんです。それで、処分場がいっぱいにもならず、少しずつでも減っているという状況はあるわけですが、しかしまだ2万数千トン残っていると。これは本当にこのままにしていはいかんと思うんです。何らかの形で全量を撤去すると、将来。そういう視点を持って協議に臨んでいただきたいし、全量撤去するためにどのような計画を持つのかというようなことも大口町から積極的に働きかけて、組合としてそういう計画をきちんとつくるといふふうに持っていたくように強くお願いをして、また後日の論戦で御質問をしていきたいというふうに思っております。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) これをもって、議案第5号の質疑を終了いたします。

以上で、議案に対する質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第6号) の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第2号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第4号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 江南丹羽環境管理組合規約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第2回大口町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時30分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 吉 田 正 輝

大口町議会議員 柘 植 満

大口町議会議員 岡 孝 夫